

(別紙)

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集結果

- 意見募集期間 : 2019年7月20日(土)から同年8月19日(月)まで
- 意見提出件数 : 16件 (法人・団体 : 5件、個人 : 11件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	上新電機株式会社
2	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
3	ソフトバンク株式会社
4	UQコミュニケーションズ株式会社
5	KDDI株式会社
—	個人(11件)

「電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案等」に対する意見及びそれに対する考え方

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案関係

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 報告対象事業者の負担軽減の観点から報告項目の整理が必要。		
<p>1. 総論</p> <p>近年、新たなサービス提供や政策議論の結果等に基づく貴省に対する報告項目は増加の一途をたどっており、特に本省令案等の内容は、追加される項目が極めて膨大であることから、報告業務に対応する電気通信事業者に対し、大きな負担を強いるものです。</p> <p>従って、電気通信市場の動向等を注視して頂く中で、報告項目の整理も併せて実施頂き、電気通信事業法を適切に施行する上で必要性が低いと判断される項目や重複する項目については、速やかに廃止・統廃合等の見直しを実施頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p> <p>事業法改正にあたっては、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、評価・検証を行い、不断に規律の見直しを行うこととされており、そのために本報告規則改正により項目が追加されているものと認識しております。一方、既に評価・検証が行われていない項目であって、既にその目的が失われていると判断されるものについては、報告規則の趣旨及び報告対象事業者の負担軽減の観点から、合わせて整理していくべきと考えます。</p> <p>例えば、様式第 6 で報告される衛星移動通信サービスや、様式第 15 で報告される法人向け IP-VPN サービスなどは、主流のサービスではなく、回線数の変化も小規模となっていること、相對契約を中心とした法人向けサービスであることなどから、現時点では、競争の促進や市場環境の維持を目的とした評価・検証及びそのための数値収集の必要性は薄れており、定期的な報告は不要と考えます。また、様式第 19 で報告される国際通信の対地別通信量については、評価・検証が高い頻度で行われているわけではないことから、四半期での報告を行う必要性は失われており、年度の報告で足り得るのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>考え方 1</p> <p>○ 総務省では、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」（令和元年 8 月）で示したとおり、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号。以下「改正法」という。）の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、評価・検証を行うこととしています。その際には、関係事業者からの報告等により必要なデータを幅広く収集し、可能な限り透明性を確保しつつ、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うこととしているところであり、その一環として、今般、電気通信事業規則報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。「以下「報告規則」という。）を改正するものです。</p> <p>○ 現在報告の対象となっている事項については、今回の改正に合わせて見直すものではありませんが、変化の激しい電気通信市場の動向等を十分注視し、電気通信事業法を適切に施行する上で必要性が低いと判断できる項目があれば、必要に応じ、所要の見直しを行ってまいります。</p>	無
意見 2 サービスの新規受付を終了している又は新規受付の終了を予定する事業者については報告対象外として欲しい。		
2. 対象事業者	<p>考え方 2</p> <p>○ 考え方 1 のとおり、今般の報告規則改正は、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響</p>	無

(別紙)

<p>本省令案等で新設・改正される項目は、様式第 20 の 4 を除き、「電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者」が報告の対象とされていますが、その対象に含まれる弊社の特定関係法人である MVNO については、既にサービスの新規受付を終了している事業者や直近サービスの新規受付を終了する事業者が複数含まれます。</p> <p>当該事業者にとって、報告対応は相当な業務負荷となることは容易に想定されることから、サービスの新規受付を終了している事業者は対象外として頂く等、必要最小限な範囲に留めて頂くことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>などについて、評価・検証を行うためのものであり、既に新規受付を終了しているサービスについても必要となる事項があることから、規定に基づき適切に御報告いただくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 3 新設・改正される項目が相当数ある中で各種データの準備期間が足りない。</p>	<p>考え方 3</p>	
<p>3. 報告時期</p> <p>本省令案等の意見募集は、本年 7 月 19 日に開始され、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第 5 号）の施行の日（公布日本年 5 月 17 日から 6 ヶ月以内）以降の報告分から適用されることとなりますが、その間の期間が約 4 ヶ月もない中、新設・改正される項目が相当数あること且つ大半が四半期毎の報告であることを考えると、各種データの準備期間として明らかに十分な期間とはいえません。</p> <p>このように十分な準備期間がない中での対応となるため、一部の報告項目については、必要とされる報告値を正確に集計可能か否か等について確認中の段階にあり、現時点において、適用時期以降の報告を確約できる状況にありません。</p> <p>また、「電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案」や「「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の案」等、関係省令等が確定していない状況の中、これら関係省令等の見直しに伴って報告項目の定義に変更が生じた場合も、変更後の定義に沿った報告値の集計についても確約できない可能性も十分想定されるところです。</p> <p>このため、その状況次第で適用時期を延期して頂く等個別にご相談させて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 考え方 1 のとおり、今般の報告規則改正は、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、評価・検証を行うためのものであることから、規定に基づき適切に御報告いただくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、個別の事情に応じ、真にやむを得ない場合については、対応を検討いたします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 4 必要以上のシステム改修等を要さないよう概算等による報告としたい。</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>■ 今回の報告規則改正で新たに報告を求められることになるデータについては、現状集計していないものが含まれるため、新たなデータ集計ルールの策定や、場合によってはシステム改修が必要となります。また、按分計算や推計での対応が必要となることも考えられます。</p> <p>このため、一部のデータについては概算や推計によるご報告となることを許容していただきたく、ご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ】</p> <p>【意見】</p>	<p>○ 総務省では、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、評価・検証を行うこととしており、その際には、定性的な分析のみならず、定量的な分析を綿密に行うこととしています。</p> <p>○ 評価・検証は、より正確な数値に基づいて行うことが必要であり、概算や推計による数値は可能な限り限</p>	<p>無</p>

(別紙)

<p>本報告規則改正案で新たに提示されている項目は、定期的に取り得・報告することが想定されていないものであり、報告規則に求められる精緻な数値取得のためには一定程度のシステム改修等が必要となります。改正された事業法に基づく禁止行為に係る契約及び利益の提供状況の把握とこの即時性を優先するのであれば、必要以上のシステム改修等を要さないよう、様式 23 の 5 にて「実数の把握が困難な場合には、件数及び額の欄に合理的な方法により算出した数値を、参考事項にその算出方法の概要を記載すること」とされているように、全様式においても、当該方法で算出した数値での報告を許容すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>定的である必要があると考えますが、いただいた御意見も踏まえ、準備が整うまでの間一時的に正確な報告が難しいことなどを想定し、様式第 23 の 6 及び第 23 の 7 については、実数の把握が困難な場合の報告方法を追記する修正をすることとします。</p>	
<p>意見 5 今後、過去に遡って報告を求められた場合、一部データについて報告ができない場合が考えられるが、そのことをもって法令違反とならないよう取り計らって欲しい。</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>■ 今後、仮に今回の報告規則改正で対象となる期間より過去日に遡るデータ提供が求められた場合、必要なデータが存在しない事態が想定されます。</p> <p>したがって、一部データについてご報告が出来ない場合が考えられますが、そのことを以て法令違反との判断がなされることがないように、ご留意願います。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ】</p>	<p>○ 報告規則の一部改正案附則第 2 項では、改正後の報告規則の規定は施行日以後の事項に関する報告について適用することとしています。</p>	<p>無</p>
第 1 条（定義）関係		
<p>意見 6 ガラホはフィーチャーフォンに含まれるか</p>	<p>考え方 6</p>	
<p>第 1 条第 2 項第 23 号 「ガラホ」は、フィーチャーフォンに含まれるとの理解で良いか？</p> <p style="text-align: right;">【個人 4】</p>	<p>○ 御意見にある「ガラホ」の示す範囲がどこまでであるのかは定かではありませんが、文字等を入力するための物理的なキーボードを有し、通話を可能とする機能を有する移動端末設備であれば、フィーチャーフォンに該当します。</p>	<p>無</p>
第 4 条の 7（移動端末設備の取扱状況等報告）関係		
<p>意見 7 改正法により携帯端末が通信市場とは異なる市場で扱われるケースが拡大することが想定される中、端末の入手状況、売却状況などの取扱状況を報告規則で求めるべきではない。</p>	<p>考え方 7</p>	
<p>【総務省案】 電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者は、様式第二十三の七により、移動端末設備の取扱状況等について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>【意見】 法改正により端末と通信とが完全分離され、今後、携帯端末は通信市場とは異なる市場で扱わ</p>	<p>○ 改正法をはじめとする今般の制度整備は、通信料金と端末代金の完全分離を図ることを目的とするものですが、現状においては制度整備が必要となるような状況が認められること、今般の制度整備でも通信役務と端末とのセット販売自体を禁止するものではないことなどから、現時点においては、報告期間を限定す</p>	<p>無</p>

(別紙)

<p>れるケースが拡大していくことが想定されます。そのため、端末の入手や売却、在庫といった携帯端末の取り扱い状況に限った数値については、電気通信事業に関する報告規則として恒久的に扱うのではなく、法改正の効果検証に必要な期間に限定した任意の報告で対応すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>べきではないものと考えます。</p> <p>○ なお、今後評価・検証を行っていく中で、その必要性が低下したと認められる事項があれば、報告の対象についても見直しを検討していくこととします。</p>	
<p>様式第 23 の 5 (対象設備の購入等を条件とした経済的利益等の提供状況報告) 関係</p>		
<p>意見 8 報告内容に重複がないよう様式の表題や区分を整理して欲しい。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供においても本報告規則の対象となる理解です。本様式第 23 の 5 においては、表題を「対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告」とすると端末に係る割引のみの報告と誤認するおそれがあり、また、「2 新規契約等を条件としたもの」の方に「対象設備の購入等代金の割引」があると「1 対象設備の購入等を条件としたもの」と報告内容に重複が生じるため、端末購入を伴う割引とそれ以外の割引とで分けていただいた方がわかりやすいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、報告対象となる事項の明確化を計るため、様式第 23 の 5 の表題等を修正することとします。</p>	<p>有</p>
<p>様式第 23 の 6 (在庫端末等の購入等を条件とした割引等の提供状況報告) 関係</p>		
<p>意見 9 実数の把握が困難な場合には推計値での報告を許容する旨を様式第 23 の 6 の注釈に明記して欲しい。</p>	<p>考え方 9</p>	
<p>【総務省案】 「8 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。」 【意見】 上記 8 項に網羅されているのかもしれませんが、様式第 23 の 5 の注 1 の末尾 3 行「実数の把握が困難な場合には、件数及び額の欄に合理的な方法により算出した数値を、参考事項にその算出方法の概要を記載すること。」という文言を様式第 23 の 6 の注 1 にも加筆いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、実数の把握が困難な場合における報告方法を様式第 23 の 6 の注釈に追記する修正をすることとします。</p>	<p>有</p>
<p>意見 10 様式第 23 の 5 の事項には様式第 23 の 6 の事項を含めない旨を報告規則の注釈に明記して欲しい。</p>	<p>考え方 10</p>	
<p>【総務省案】 5 枚目の③のアの下から 2 行 「この報告事項にはイ（様式 23 の 6）により報告を要する件数及び額は含めない。」 【意見】</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、様式 23 の 5 の報告と様式 23 の 6 の報告とで誤って重複して報告することがないように、様式第 23 の 5 による報告事項には様式第 23 の 6 による報告事項を含まない旨を様式第 23 の 5 の注釈に追</p>	<p>有</p>

(別紙)

<p>この点は大事な注意点だと思いますので、ガイドライン側だけでなく、報告規則 15 頁の「様式 23 の 6」の注釈として記載いただくことをご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>記する修正をすることとします。</p>	
<p>その他</p>		
<p>意見 11 届出媒介等業務受託者の店舗数について、直営店のみの数か二次販売代理店を含む数が明記して欲しい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>【総務省案】 「前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者」 【意見】 店舗の数については直営店の数のみか、二次販売代理店等に運営委託している店舗の数も含めるかをガイドライン等で補足することをご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ ご意見は「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（案）」のうち、電気通信事業報告規則に係る部分と見受けられます。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、報告内容の明確化を図る観点から、「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（案）」において、1 次代理店や 2 次代理店の別にかかわらず届出媒介等業務受託者自らが運営する店舗が報告対象であること、また、届出媒介等業務受託者の委託先である他者が運営する店舗については店舗数に算入しない旨を明記する修正をすることとします。</p>	<p>有</p>
<p>意見 12 様式第 23 の 5 に関する記述について、キャッシュバックやポイントの付与等をどちらの欄に記載すればよいのか明記して欲しい。</p>	<p>考え方 12</p>	
<p>【総務省案】 ③アについて 【意見】 様式第 23 の 5、報告欄が「対象設備の購入等代金の割引」と「その他の経済的利益」とに分かれています。キャッシュバック（商品券などの物品小切手等によるものを含む）やポイントの付与をどちらの欄で報告すべきかをガイドライン側で説明いただくことをご検討いただきたいとします。また、ポイントについては各キャリアがポイントサービスの事業主体であるものの他、届出媒介等業務受託者が事業主体であるもの（家電量販店で一律で付与される共通ポイント等）、第三者が事業主体であるものがあり、どこまでが対象となるかをガイドライン側で説明いただくことをご検討いただきたいとします。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ ご意見は「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（案）」のうち、電気通信事業報告規則に係る部分と見受けられます。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン（案）」において、「対象設備の購入等代金の割引」の項には、経済的利益の提供のうち、対象設備の販売価格を対照価格よりも低くするものを内訳として記載し、キャッシュバック、ポイントの付与、商品券等の物品の提供等は内訳として記載することを要しない旨を明記する修正をすることとします。</p>	<p>有</p>
<p>意見 13</p>	<p>考え方 13</p>	

<p>(意見) 電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン (案) について 私は、家電量販店、上新電機株式会社でリユース事業を担当しておりますと申します。 3Rの理念に則り、お客様が買替の際にパソコン、携帯端末、テレビ、レコーダー、デジカメ、ゲーム機等を弊社店舗でお客様から下取りし、自社の再生工場にて再生し販売しております。家電量販店ですから新品の携帯端末も 3 大携帯キャリア様、格安携帯キャリア様と取引があり店舗で販売しております。</p> <p>今回のガイドライン (案) に関係する携帯端末は、年間数万台規模で下取り、自社で再生販売し携帯端末中古市場活性化の一翼になっておると自負しております。今回のガイドライン (案) で中古携帯端末の流通が増えればユーザーであるお客様の利便性も増え、さらに市場活性が可能と思っております。</p> <p>今回のガイドライン (案) で、不明な点があり意見と質問を述べさせていただきます。ご教授いただければ幸いです。</p> <p>1. 電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン (案) 17 ページ (3) 端末代金の値引き等の利益の提供 (施行規則第 22 条の 2 の 16)</p> <p>1. 概要、表の第 2 号本文の右側 「第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供の上限について、2 万円 (税別) と端末の対象価格から選考同型機種の見取価格を減じて得た額のいずれか低い額」とあります。</p> <p>これは 2019 年 6 月 18 日の総務省資料「モバイル市場の競争促進に向けた制度整備 (案) から、お客様とキャリア様の「買取プログラム」等の契約を前提とした内容であり、弊社のようにリユース事業を営む下取りは利益の提供に当たらない。と考えておりますが、今回のガイドライン (案) の内容に詳細な明記が無いと、弊社の下取りが利益の提供と同一にみられますと、弊社のように各キャリア様の販売施策に準じてお客様に携帯端末を販売し、3Rの理念からリユース事業を営み、お客様の使用されない中古携帯端末を下取り、再生販売する者にとって中古市場に流通させる事が難しくなります。</p> <p>弊社は取引している各キャリア様の新品携帯端末をお客様が各キャリア様と契約され販売する場合も、契約の内容に関わらず、中古商品の価値に応じて中古市場で流通させるための価格で下取りしております。契約の内容によって下取り価格が異なる事はありません。また制約もありません。</p> <p>各キャリア様の施策によって中古携帯端末の下取り価格を変更する事は健全公正なリユース事業としてできません。</p> <p>弊社のように、自社で中古携帯端末を再生販売している下取りは、中古携帯電話の流通拡大を</p>	<p>○ 今回の意見募集対象は「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン (案)」のうち、電気通信事業報告規則に係る箇所であり、本意見は意見募集対象外であると思われます。</p> <p>○ なお、改正法をはじめとする今般の制度整備では、中古の携帯電話端末の販売自体について制限を課すものではなく、また、市場の一般的な買取等の価格による中古の携帯電話端末の取引について利益の提供として制限するものではありません。</p>	<p>無</p>
---	--	----------

視野に入れている総務省の考え方と同じであると考えておりますので、弊社の下取りは、今回の「第1号イからニまでに掲げる利益の提供の上限について、2万円(税別)と端末の対象価格から選考同型機種買取価格を減じて得た額のいずれか低い額」には当たらない。と考えております。わかりやすく理解させるために、自社で中古携帯端末を再生販売している企業の下取りは、利益の提供に当たらない。等の事例の掲載をお願いいたします。私の解釈が間違っている場合は、ご教授ください。

2. 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン(案)23ページ

c 端末を譲り受ける際の市場における一般的な価格を超える額の対価の提供(施行規則第22条の2の16第1項第1号ハ)

利用者から端末の買取等を行う際に、中古端末市場における一般的な買取価格を超える額を対価として提供することは利益の提供に当たり、当該対価と一般的な価格の差が利益の提供の額となる。

携帯端末の中古市場の一般的な買取価格

ご存知と思いますが、中古価格の形成は、リユース事業の営み方で相当異なります。主に次の二通り分けられると思います。

1. 「壊れた機種もしくは壊れかけの機種まで下取り6か月から1年以上かけて中古品として流通させるリユース業者」

2. 「使用できる価値のある機種を下取りバッテリー等の使用に問題の無い早い期間(1か月から6か月程度)で中古市場に流通させるリユース業者」

前者1の業者は下取り価格を低く設定し、後者2の業者は1よりも高く設定している状況です。

この主な二通りの指しての中古市場の一般的な買取価格と判断しています。

事例掲載の必要はないと思いますが、私の解釈が間違っている場合は、ご教授ください。

中古市場の活性化しにくい要因として、下取り価格が低く程度の悪い商品まで販売しているリユース事業者が多い事が原因です。自動車業界のように良い商品、人気の商品は、高く下取りできるようになる事、お客様が制約を受けずに新品・中古品を自由に購入できる事が、良い中古携帯端末市場の活性化につながると思っております。6月18日の資料の12ページが理解しやすいです。

【上新電機】

(別紙)

<p>解約金の値下げについて 長期利用者にまったくメリットなく、短期間で MNP するほんの一部の利用者を優遇。アンケートで物事が決まるなら、公務員の給料も国民によるアンケートで決めてください。 長期利用による値下げの規制について一般的に長く利用すれば、優遇施策を各企業が実施しているのに、携帯事業だけ規制するのは不自然。他の職種も含めて、トータルで物事を決めてください。 端末値引きの規制 電気製品を含めて値下げ規制はされていません。ガイドライン自体がお粗末すぎる。根拠もなく 携帯利用者がデメリットばかり強制するこの施策、まったく協賛できない。いっそうのこと国営で携帯事業すれば、どうでしょう。総務省 暇があるなら、もっとまじな仕事してください。公務員給料高過ぎ。最初に一般の中小企業並みの給料是正するのが、先でしょ。これでは、日本の成長できない。小さな政府にして、規制を減らして公務員を減らしなさい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 意見募集対象とは直接関係がない御意見であると思われるため、参考として承ります。</p>	無
<p>「MNO（移動体通信事業者）」が既得権益で、独占している SIM カードのロックを解除する事により、「MVNO（仮想移動体通信事業者）」の参入での高度化が出来る構造と、私は考えます。具体的には、携帯電話での料金の構造では、「通話料金、データ通信料金、端末料金」等を「区別（セパレーション）」をすれば、「グローバル（国際性）」の市場における「イノベーション（技術革新）」での垂直統合が出来る構造と、私は考えます。要約すると、総務省が「運用及び管理」での既得権益で、独占している「NTT 東日本及び TT 西日本」及び「NHK（日本放送協会）」の構造は、廃止する事が望ましいと、私は考えます。例えばですが、有線 LAN を導入している「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、ケーブル回線における「FTTH（光ファイバー）」及び「CATV（ケーブルテレビ）」が主流の構造で有り、有線 LAN を導入している「NHK（日本放送協会）」の構造では、ケーブル回線における「衛星通信（サテライトシステム）」が主流の構造で有ると、私は考えます。要するに、「5G（第5世代）」における「BWA（ブロードバンドワイアレスアクセス）」を導入する構造では、「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「MCA（マルチチャンネルアクセス）」での「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」を導入した無線 LAN での「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーキング）」が主流に成ると考えますと、「トラフィック（回線混雑）」を無くす為の「効力（エフィカシティー）」では、「有線 LAN 及び無線 LAN」をバランス良く導入する事が望ましい構造と、私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
<p>私は、ソフトバンクが提供するインターネット接続サービス「ソフトバンクエアー（ワイヤレスシティプランニングの AXGP 回線を利用したワイヤレスブロードバンド回線のサービス）」を母名義で利用（契約）しています。同サービスの中古の機器を新規で店頭や Web で持ち込んで契約することや、同サービスの契約者本人が死亡した場合に名義変更（相続）が認められていない、あるいは</p>		

(別紙)

契約解除時に違約金が発生しているため、今もなお不便を強いられています。次に、UQ コミュニケーションズが提供する UQWiMAX2+に関しては、中古の WiMAX 機器を店頭や Web で持ち込んで契約することが認められていないため、不便を感じています。なので、改正電気通信事業法施行にあわせ、これら 2 社のワイヤレスブロードバンド回線のサービスを大幅に見直す必要があると私は考えています。具体的には、2 社 2 サービス共に違約金を廃止することや、ソフトバンクエアーの機器、WiMAX 機器がたとえ中古であっても店頭や Web で持ち込んで新規契約を可能となるように総務省側からソフトバンク、UQ コミュニケーションズに対し、指導や勧告、命令をしていただきたいです。

【個人 3】

まず、本質的には自由経済である日本で、行政側が商品の販売価格を拘束すること自体が不自然という認識は持つべき。価格が横並びで良いというのは共産圏の発想だ。

ただ、現実問題として大手キャリアの行き過ぎを止める何らかの手段が必要というのも理解は出来る。

その上で具体的な面に言及すると、価格に関してシステムチックに〇ヶ月で●割引という区切り方は無理がある。不人気商品の場合など、値下げを制限しても誰も幸せではない。キャリアの不当廉売は制限されて良いと思うが、メーカーが値下げを行いたい場合には、特定のキャリアだけの値下げは不可として、あらゆるキャリアに対して一律で値下げをするのは、調達終了時期にかかわらず可とすべき。また、特に Android では端末の出荷時期ではなく搭載 OS バージョンで製品寿命が縛られてしまう以上、発表から 12 ヶ月経過時点で、ほぼ間違いなく 2 世代以上型落ちとなってしまうので値引きの制限は必要ないと思われる。むしろ OS サポートが 1 年以内に終了してしまうような端末であれば、それこそ 0 円であっても価値としては妥当でしかない。

人気の Apple 製品にしても、ここ最近では 3 世代落ちの端末がまだ新品で売られている現状を鑑みれば、これらの値引きを制限してしまうのもメーカーやユーザーにとって不幸でしかない。制限に値するのは最新端末の不当廉売および、1 世代程度落ちただけで在庫もだぶついている実用レベル製品の 0 円販売など、極めて限られたケースで良いのではないか。

実際にはまずあり得ないが、回線契約を伴わない端末販売であれば、端末を何円で販売しようと自由経済活動に他ならず、たとえ販売者がキャリアおよびその系列店であろうと一切の制限は行われるべきではない。

【個人 7】

携帯電話の乗り換え時に必要な MNP 予約番号の発行についてですが、乗り換え前のキャリアへの電話が必要で（絶対に web での手続きにはさせてくれません）、執拗な勧誘などがある上、乗り

(別紙)

<p>換えにくくするためか、なかなか電話が繋がらない。 携帯電話番号で、あるいは、web で取得できるようにして、簡便に乗り換える仕組みにすればよいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1 1】</p>		
<p>意見 15 「不当景品類及び不当表示防止法」を遵守することをガイドライン等に明記することが適当</p>	考え方 15	
<p>●意見 「不当景品類及び不当表示防止法 第二条 4 項」における「表示」について、不当表示とならないよう防止する必要性に鑑み、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者等に対し、「不当景品類及び不当表示防止法」を遵守することをガイドライン等に明記することが適当と考える。 なお、「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）」（令和元年 6 月 20 日付 総基料第 33 号 総務省総合通信基盤局長）において、電気通信事業者に対し上記の要請がされているところである。</p> <p>●不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号） 第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。 第二条 4 項 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある</p>	○ いただいた御意見は参考として承ります。	無

<p>と認められるもの</p> <p>●不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件 (昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号) 改正 平成10年12月25日公正取引委員会告示第20号、平成21年8月28日公正取引委員会告示第13号 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)(以下「法」)第二条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。 2 法第二条第四項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。 一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告 その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。) 三 ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告 五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>		
<p>●意見 「不当景品類及び不当表示防止法 第二条4項」における「表示」について、一般利用者を「打消し表示」から保護する必要性に鑑み、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者等に対し、「打消し表示に関する実態調査報告書(平成29年7月消費者庁 一部訂正)」を参考にしたうえで表示すること。及び「打消し表示」を分かりやすく適切に行わなければ、強調表示(※1)は、一般消費者に誤認され、不当表示として不当景品類及び不当表示防止法上問題となるおそれがあることをガイドライン等に明記することが適当と考える。</p>	<p>○ いただいた御意見は参考として承ります。</p>	<p>無</p>

●「打消し表示に関する実態調査報告書（平成 29 年 7 月 消費者庁 一部訂正）」

＜報告書冒頭＞

一般消費者に対して、商品・サービスの内容や取引条件について訴求するいわゆる強調表示（※1）は、それが事実に反するものでない限り何ら問題となるものではない。ただし、強調表示は、対象商品・サービスの全てについて、無条件、無制約に当てはまるものと一般消費者に受け止められるため、仮に例外などがあるときは、その旨の表示（いわゆる打消し表示（※2））を分かりやすく適切に行わなければ、その強調表示は、一般消費者に誤認され、不当表示として不当景品類及び不当表示防止法上問題となるおそれがある。

（※1）事業者が、自己の販売する商品・サービスを一般消費者に訴求する方法として、断定的表現や目立つ表現などを使って、品質等の内容や価格等の取引条件を強調した表示

（※2）強調表示からは一般消費者が通常は予期できない事項であって、一般消費者が商品・サービスを選択するに当たって重要な考慮要素となるものに関する表示

●不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

第二条 4 項 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

●不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件

（昭和 37 年 6 月 30 日公正取引委員会告示第 3 号）

改正 平成 10 年 12 月 25 日公正取引委員会告示第 20 号、平成 21 年 8 月 28 日公正取引委員会告示第 13 号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（以下「法」）第二条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。

2 法第二条第四項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるもの

(別紙)

<p>をいう。</p> <p>一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告</p> <p>その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映画、演劇又は電光による広告</p> <p>五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
<p>●意見</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」）によると、PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム)における携帯電話の相談件数は、2018年度は8,215件であった。</p> <p>センターでは下記「報道発表資料」のとおり「携帯電話の契約は、光回線や有料オプション等、複数の商品・サービスと一緒に契約することも多く、複雑な契約内容になっていることがあります。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。」と呼びかけている。相談件数やセンター報道発表資料を鑑みると、一般消費者への公的相談窓口等の周知徹底が重要であると考えます。</p> <p>よって、電気通信事業者及び届出媒介等業務受託者等の「不当景品類及び不当表示防止法 第二条4項」における「表示」について、下記「義務付け表示（案）」の表示を義務付けることをガイドライン等に明記することが適当と考える。</p> <p>●義務付け表示（案）</p> <p>【携帯電話について景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報を受け付けています。】</p> <p>1. インターネット（24時間受付）</p> <p>消費者庁ホームページ「携帯電話に関する景品表示法違反被疑情報提供フォー</p>	<p>○ いただいた御意見は参考として承ります。</p>	<p>無</p>

ム」

2. 電話（年末年始を除く。10時～16時受付）

消費者ホットライン「全国共通 188 番」（※通話料金がかかります。相談は無料です。）

●報道発表資料（平成 30 年 9 月 13 日 独立行政法人国民生活センター）

セット契約やスマートフォンの使い方などの携帯電話のトラブルー高齢者の相談が増加していますー

3. 消費者へのアドバイス

（5）不安に思った場合やトラブルになった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

携帯電話の契約は、光回線や有料オプション等、複数の商品・サービスと一緒に契約することも多く、複雑な契約内容になっていることがあります。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

* 消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

●不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）

第二条4項 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

●不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件

（昭和37年6月30日公正取引委員会告示第3号）

改正 平成10年12月25日公正取引委員会告示第20号、平成21年8月28日公正取引委員会告示第13号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（以下「法」）第二条の規定により、景品類及び表示を次のように指定する。

2 法第二条第四項に規定する表示とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給

(別紙)

<p>する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>二 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告</p> <p>その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>三 ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>四 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>五 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>		
<p>意見 16 日本放送協会に関する意見</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>○ 日本放送協会に関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。） （個人計6件）</p>	<p>○ 本案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に適切に情報提供がなされることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>